

「熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額を定める規則」の一部改正について

1. 改正の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行に伴い必要な規定の整備をするとともに、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う利用者負担額の見直しを行う等のため、所要の改正を行ったもの。

2. 主な改正内容

(1) 引用条項の整備

(2) 「情緒障害児短期治療施設」の名称を「児童心理治療施設」に変更

(3) 利用者負担額の改正

ア 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合（市民税所得割 77,101 円未満）の利用者負担額の上限額が引き下げられたことに伴うもの

（第3階層、第4階層、第5階層及び第6階層 第1子はそれぞれ月額保育料の半額 各階層 第1子 3,000 円）

イ 市民税非課税世帯の第2子の利用者負担額を無償とする特例が創設されたことに伴うもの

（第2階層 第2子 月額保育料 1,500 円 第2子 0 円）

ウ 教育認定子どもについての市町村が定める利用者負担額の上限となる「政令で定める額」が引き下げられたことに伴うもの

（第6階層 月額保育料 16,100 円 平成30年度以降 14,100 円）

3. 施行年月日 平成29年4月1日

利用者負担額(月額)の比較表

支給認定保護者の区分		(旧)		(新)	
		平成29年度 利用者負担額(月額)	平成30年度以降 利用者負担額(月額)	平成29年度 利用者負担額(月額)	平成30年度以降 利用者負担額(月額)
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	3,000円 第2子は1,500円	3,000円	イ 3,000円 第2子は0円	3,000円
第3階層	市民税所得割課税額 24,300円未満	7,100円 第1子は半額	7,400円	ア 7,100円 第1子は3,000円 8,300円 第1子は3,000円 10,100円 第1子は3,000円 12,900円 第1子は3,000円	7,400円
第4階層	24,300円以上48,600円未満	8,300円 第1子は半額	9,300円		9,300円
第5階層	48,600円以上65,000円未満	10,100円 第1子は半額	11,800円		11,800円
第6階層	65,000円以上77,101円未満	12,900円 第1子は半額	16,100円		ウ 14,100円
第7階層	77,101円以上211,201円未満	15,900円	20,500円	15,900円	20,500円
第8階層	211,201円以上	19,300円	25,700円	19,300円	25,700円

アについて、次に掲げる要保護者等のいる世帯が対象

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(支給認定保護者に限る。)
- (2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
- (3) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅障害児に限る。)
- (6) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者(在宅障害児に限る。)
- (7) 市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者